

令和5年度 第3回男女共同参画審議会概要

日時

令和5年7月14日（金） 14時00分～16時05分

場所

流山市役所第1庁舎3階 庁議室

出席委員

北川会長、大塚副会長、小宮委員、加茂委員、残間委員、飯野委員、大久保委員、坂井委員、佐藤委員、増田委員

事務局

須郷総合政策部長、伊藤企画政策課長、佐藤男女共同参画室長、小西主査

傍聴者

4名

議題

- (1) パートナーシップ制度利用者の方との意見交換について
- (2) パートナーシップ制度について（答申）
- (3) 流山市第4次男女共同参画プラン令和4年度事業評価報告について
- (4) その他

資料

講演資料 「パートナーシップ制度の意味と背景～自分史から」

資料1 答申（案）、パートナーシップ制度の基本的考え方（修正案）

資料2 流山市第4次男女共同参画プラン 令和4年度事業評価について（概要）

資料3 流山市第4次男女共同参画プラン 事業評価シート

議事録（概要）

（須郷総合政策部長）

本日は、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

これまで2回の審議会を通して、皆様から多くのご意見をいただきました。

本日は、前回まとめていただいた答申案についてご確認いただき、皆さんを代表して会長から市長へ答申をする予定。また本日は、本制度の導入を検討するにあたりヒアリングをさせていただいた、千葉市でパートナーシップ制度を利用している方からの話を伺い、意見交換をする機会をいただきました。

議題3として、流山市第5次男女共同参画プラン令和4年度事業評価報告も行う予定である。本日も多くの議題についてご審議いただくが、よろしくお願ひしたい。

（伊藤企画政策課長）

議事に先立ち、本日は委員13名中10名が出席しているため、流山市附属機関に関する条例第5条の規定に基づき本会議が成立していることを報告する。

また、当審議会は、流山市審議会等の会議の公開等に関する指針により、公開としている。

傍聴している方には、会議の進行にご協力をお願いしたい。

《資料確認》

なお、配付資料については、著作権法上認められている場合を除き、無断で複製や転用をしないようにお願いします。

（北川会長）

本日は、市長への答申を行う予定。時間が限られているが、皆様方の活発なご議論をお願いしたい。

その前に、先ほどご紹介があったように、千葉市のパートナーシップ制度を利用されている伊藤さんからお話を伺うという貴重な機会を作っていた。感謝申し上げる。

それでは、議題（１）パートナーシップ制度利用者の方との意見交換について、早速お話をお願いしたい。伊藤さんはNPOすこたん！の代表でいらっしゃる、千葉県人権講師及びスクールアドバイザーもされている。まず伊藤さんからお話をいただき、その後、委員の皆様方からご意見やご感想をいただきたいと思う。

（伊藤 悟 氏）

今ご紹介に預かりました、伊藤悟と申します。29年ほどNPOをやっており、来年で30周年。1994年のまだ様々な偏見や思い込みがある時代に、今傍聴席にいるパートナーが、学校や企業、公的な機関の皆さんに対して、正確なセクシュアリティに関する情報を届けたいということで創設した。その頃は、30年も長く続くと思っておらず、また、このような団体はこれからいっぱいできて、私たちの役割はいずれ終わるのではないかと思い、名前は少し奇を衒っているが、当時2人が好きだった猫の種類であるスコティッシュフォールドの愛称「すこたん」とつけた。なかなか歴史を前に進めるのは大変で、だいぶ進んでパートナーシップ宣誓ができるようになったが、まだまだネットには偏見が満ちており、私たちのNPOがやっているワークショップや研修活動などもまだまだ必要な時期である。すこたん！という愛称は当事者の間では非常になじみ深いものになっていることもあり、名前はそのまますこたん！として活動している。その代表を務めている伊藤悟と申します。よろしく申し上げます。

まずは、パートナーシップ制度を今使っている背景として、自分の過去から、どうしてパートナーシップ制度が大事であり必要であるのかということを語らせていただきたい。

10代の頃にタイムスリップして自分のことを考えると、中学3年の時に初めて同性のクラスメイトに気持ちが悪かれる、ということを感じた。それが何か全くわからず、それを表す言葉もなかった。友情の延長線上かなと思っていたが、次第にそれは同性愛という単語で語られるということに気づく。調べるといっても当時はまだネットがなかったため、辞書や百科事典を紐解いていく。そこには倒錯とか異常とか変態という言葉が並び、この言葉が辞書からなくなるのは、私どもがすこた

ん！をつくったのとほぼ同じくらい。この言葉を見た時に、明らかに自分は社会から否定されている存在だという烙印を押されたことになった。その時には本当に情報もなく、ロールモデルもない、どうやって生きていっていいかわからない。恋愛はできるのだろうか、その前に知り合うことができるのだろうかという状況だった。今は自分たちがロールモデルになりつつあるが。

「あえて言わない」とか「あえて隠しているのではないかと」、否定する文脈で言う人が当時も今もいるが、自分のセクシュアリティ、特に同性が好きであるというセクシュアリティに関しては、隠さざるを得ない人が多い。これについては、すこたん！を始めた時に、パートナーと本当に何度も確認をし、「隠している」とは言わず、「隠さざるを得ない」と、「ざるを得ない」をつけて必ず話そう、書こうということはずっと思っていた。

性的指向に限って話をすると、世の中はやはり異性愛中心の価値感であり、思春期から異性を好きになると言われ、結婚して家族を作って子育てをしてこそ一人前であると言われる。これを意識しだすと、家庭でも学校でもテレビでも、そして後にはネットでも、未だにもものすごく強力にその価値感が世の中を支配していると思われる。これに対して私は、「それに合わせないともう生きていけない」「自分がもし違おうとすれば、隠して裏街道を生きるしかない」と10代半ばにして思い、20代のほとんどをそのように思ってきた。

大多数の人たちのセクシュアリティのあり方に対し、そこから外れ、少数派と呼ばれてしまうセクシュアリティの人たちは悩むわけである。同性に対する感情だけではなく、例えば周りからは女性と思われ扱われていて戸籍も女性だが、どうも自分は違うのではないかと。男性或いはどちらでもないかもしれない。また、みんな恋愛をしろというが、恋愛をしたい気持ちも起こらない、など。そういう主流、多数派から外れることで、自分をどう捉えていいかわからないという混乱や迷い、メンタルを病むという状態が生じる。今はそういった状況を研究してくださる学者の方もいる。メンタルを患う、精神的に非常に厳しい状態になる、自殺を考えるとという率は、調査をそのまま信じれば3倍から5倍程度あるという状態に置かれるほど、この悩みというものは強い。

黙っていると、周りからは私は勝手に「異性愛の男性」と思われ、自分の性別についても、「ぱっと見男性だからきっと男性だと思っているに違いない。ということは、女性と結婚して子育てするのは当然だ」という思い込みによる話が矢のように舞い込む。時にはお節介にお見合いを持ってきたり、恋活や婚活を進める同僚や友人も現れる。自分で言わない限りその思い込みから抜け出せないため、未だにすこたん！のワークショップに来る人たちは、結婚しないのか、恋人はいないのかと言われた時にどう答えようかと悩んでいる。今やそういう質問をすることがセクハラではあるが、セクハラということも職場ではまだまだ認知されていない中で、そういう思い込みによる決めつけというものが非常にプレッシャーになるということは間違いない。

逆に言えば、思い込みで決めつけないということが人権感覚だと思っている。思い込みによる決めつけをどのように脱していくかということについて、研修や講演では、いろんな思い込みを考えながら人権感覚を取り戻そうということを訴えている。タイトルにある通り、「自分は生きるに値する人間である」「自分のセクシュアリティをそのまま肯定して生きていっていいんだ」と思えないのである。そう思うためには、同じようなセクシュアリティの仲間に出会ったり、ロールモデルを知ったり、色々な催し物に出たり、情報を集めたりと、ものすごく大変なステップがあり、自分を受け入れて肯定するということになる。そこで自分を肯定できないと、メンタルの問題が起こったり、こじらせた行動パターンをせざるを得なくなったりすることもある。

今語ったのは内面の問題についてであり、例えば「私とパートナーが2人ともパートナーであるということを肯定して生きる」ということがまず大変だという話である。

内面だけではなく、実際生活上の問題というのものもある。例えばウガンダでは、同性愛行為をすると最高刑が死刑になるというように、命が奪われる場合もある。同性愛やトランスジェンダーの人達をなぜか憎悪し、時に殺される。そこまでいかななくても、いじめ、からかい、中傷、暴力、差別を受ける。それによって様々な悲しい事件が起こり、日本でも、欧米よりは少ないが実際に命を奪われたケースもある。

また、日常生活の中でのストレスは本当に高く、今で言えば、近所に

同性愛やトランスジェンダーの人がいたら気持ち悪いなどと言ってしまふ議員がいて、そういうことをニュースで知る。今はだいぶテレビは減ってきたが、かつてはとんねるずが男性同性愛者をからかうようなキャラクターをつくり、いじる形で中傷していた。子どもたちもテレビを見ていて、当事者としては翌朝の学校が本当に地獄だった。学校でみんなが真似をしてからかわれ、時にはいじめを受け、場合によっては暴力まで発展することもあるという生活に追いやられる。性的指向や性自認のことで追い込まれた人たちが、家庭や学校、職場に居づらくなってしまふ。家庭も安らぐ場にならないというところが本当に厳しい。親や親族に受け入れられず、場合によってはジェンダーと絡めて「女らしくしろ」「男らしくしろ」と言われてしまい、非常にしんどい生活を送らざるを得ない。職場でも、これだけ話題になってきてはいても、未だに私どものワークショップにくる社会人の皆さんはなかなか言えずにいて、言ったらその後どうしていけばいいかわからなくなるという話を毎日のように聞いている。

このように、日常生活の中で多数派を装わざるを得ない、自分のことを語れないというのはなかなか大変なことである。自分のことをすべて語る必要はないが、話題としてセクシュアリティや恋愛、結婚という話が日常に良く出るという中では、それをどうかわしていくかということが非常にしんどい問題になってくる。

具体的な生活の場面でも平等になっていない部分がある。婚姻ができないということはもちろん、相続ができない。養子を迎えることは条件つきでできる場合もあるが、少なくとも同性カップルが養子を迎えることは、まだ正式にはほとんど認められていない。就労の際も、性的指向や性自認に関わることは本来は聞いてはいけないはずだが面接で聞かれたり、トランスジェンダーの方だと、格好からして戸籍の性とは違う立ち振る舞いになっていることで、そこでもう落とされたりする。また、ゲイ、レズビアン、バイセクシュアルといった性的指向の問題もある。私はゲイ当事者だが、例えば、同性が好きであるという自分の性的指向を言うと、それが断られる理由になったりもする。言わないと、何で隠していたんだ、となる。面接などで事前に言っても言わなくても、いずれにせよ後で何かしら問題があるということに、私たちは心の底からど

うしたらいいんだという突っ込みをしたくなる気持ちでいっぱい。

また、住まい、医療、福祉、税金、生活様式、その他すべてにおいて平等に扱われていないという現実がある。今、同性婚を求める裁判は、同性カップルだけではなく、「結婚の自由をすべてに」というキャッチフレーズでやっている。結婚はあくまで一つの選択肢だと思っているため、同性婚ができたとしても私たちが同性婚するかはわからない。2人で話し合っただけで決めるが、選択肢として同性婚というものがあるかないかでは全く違う。同性カップルだけではなく、どんな2人であっても、今の制度では結婚できない人に門戸を開くという形で裁判が行われている。どう考えても、「個人として尊重される」「差別されない」「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という日本国憲法に関わる人権問題だと思っている。

いよいよ具体的に、私とパートナーとのパートナーシップ宣誓を千葉市で行った経緯についてお話したいと思う。資料では2枚目になる。

私たちがパートナーシップ宣誓のことを考えるようになったきっかけは、9年前にパートナーが急病になり、救急病院に行った時のこと。救急車に乗る時にも、あなたは何者ですかというハードルがあるが、幸いここは私たちは大丈夫だった。病院に着いて診察が始まり、パートナーはものすごい激痛で話せない状況だったため、私が診察室で代わりに病状や経緯を話そうと思った。「ご関係は？」と聞かれ、「パートナーです」と言ったが、「親族ですか？」と聞き返され、「親族ではないですが」と言うと、「では外でお待ちください」と言われてしまった。痛みの原因がわからず、診察の後CTやレントゲンなど色々な検査をしている時も、看護師さんに聞いても一切答えてくれない。医者のお話も全く聞くことができず、結局私は病院の廊下で1時間近く待つ間、何も情報を与えられずに放置された。その1時間は本当に不安だった。パートナーもこの時、私と言葉も交わさずにこのまま逝ってしまったらどうしようなどということを考えてと後で聞いた。最終的には、1時間後に本人が出てきて、幸いその後またさらに1時間ほどで入院もせずに済んだが、パートナーが激痛の時に病状も語れず、診察についても尋ねることができなかったというのはとてもショックだった。

今は、身寄りのない人は民生委員の方が入院に付き添うということも

ある。厚生労働省は、親族でなくても病院の裁量によって柔軟に対応して良い、入院の手続きも可能であると通達を出しているが、病院によって温度差があり、私どもが救急車で運ばれた病院は非常に頑なに親族ということを守った。

賃貸を借りる時にも、男2人だと言うと、不動産屋は是非借りて欲しいと便宜を図ってくれるが、大家が色々な理由で断る。直接、ゲイかもしれないからと言ってきた大家もいるが、なぜ断ったかということは全部は教えてもらえない。しかし、あまりに何度も断られると、不動産屋が同情して教えてくれたりもする。男2人だと、何かそこで怪しげな活動をするのではないとか、単純にうるさいとか、大家に権利があるため仕方がないが、大家の方針によってなかなか男2人では借りられない。流山でも、パートナーシップ制度ができたなら大家に対してどう働きかけるかということも考えていただきたいと思う。さらに、だんだん歳をとってくると、高齢者プラス男2人ということでもますます借りられない。賃貸が借りられないという問題は、高齢者や障害を持った方々など、実は私たちのような同性カップルだけの問題ではない。そういう様々な人に対してどうやって賃貸を提供できるか、このパートナーシップ制度ができた暁には、是非そちらにも取り組んでいただきたい。

こうした不安が歳をとって現実化した中、私どもは当時船橋市に住んでいた。2015年に世田谷区、渋谷区で初めてパートナーシップ制度ができた時から、船橋市もこの制度を作ろうという動きが動いており、それにも少し関わっていたが、非常に動きはゆっくりだった。それより先に千葉市にレインボー千葉という団体ができ、さらに2019年1月から千葉県で最初のパートナーシップ宣誓が行われるということで、我々はすぐに決意し、急いで物件を探して、そして千葉市に引っ越して、2019年1月にパートナーシップ宣誓をした。

現実的にその後どうなったかということについて、個人差があると思うが、予想以上にパートナーシップ宣誓をしたことによるメリットがあったというのが私の実感。パートナーシップ宣誓をすると、名刺と同じような大きさのカードをもらう。本人とパートナーの名前が書いてあり、「2人がパートナーシップの宣誓をしたことを証明する」という文言があり、市長のサインがあるというカード。

2人で賃貸を借りられない場合、1人で借りてこっそり住むという形を取らざるをえない。契約違反になるが、逆に不動産屋がそれしかないと勧める。しかしそれは怖い。たいてい大家はそこまでは見ないため2人で住めるが、もし何らかの形で見つかったり密告があったりすれば、出て行かなければならなくなり、安心とはだいぶ程遠い住まい方をしていた。つい最近、事情があって千葉市内で引っ越したが、今回はもうそれは嫌だということで、不動産屋で最初からカードを見せて2人の関係を伝えた。不動産屋は制度を知らなかったが、話したら納得してくれて、早速そのカードをコピーし、そして大家にも交渉してくれてあっという間に決まった。要は、2人の関係性を気にする時に、市長のサインつきのパートナーシップ宣誓のカードがあるということで、不動産屋はあっという間に信頼してくれる。その前に千葉市に引っ越した時も、パートナーシップ宣誓の直前だったが、宣誓予定というだけで、それまでこの2人はなぜ内見をしているのだろうという顔をしていた不動産屋の人が、この2人はそういう関係なんだと安心し、借りることができた。

2度の体験から、やはりこういうカードがあるということで、賃貸を借りる時にも理解してもらうことが早いと感じた。その後私が高熱を出して救急病院に行った時も、パートナーが同じ診察室に入って病状を説明し、医師の話聞くことができた。千葉市に引っ越してパートナーシップ宣誓のカードを利用することで、生活上の医療と住居に関してはメリットがあるということに非常に痛感した。

それだけではなく、予想以上に影響があると思ったのは仕事の場面。私はずっとフリーランスで暮らしており、色々なプロジェクトを作っては仕事をするということが多いが、例えば初めて会う人とどうしてもそういう話題が出る時に、いきなりこれはご存知ですかという感じでパートナーシップ宣誓カードを見せて、自分のパートナーは同性だとカミングアウトする。カミングアウトとは、自分のセクシュアリティを説明して相手との関係を作ることだが、カミングアウトをする時にも、ある種水戸黄門の印籠のような感じもある。異性カップルであれば、隣に異性が出て「我々はカップルです」と言うと、ああそうですかと終わるが、同性同士だと、「カップルです」と言っただけでは信用されない。もちろんなくなるのが理想ではあるが、今のところはこのようなカードがあ

ることで、自分たちの関係や自分のセクシュアリティを説明する時も非常に省略ができて、話が通じやすい。

よく考えてみると、今までそういう同性カップルの関係性というものが公的に証明されることがなく、誰にも承認されていなかった。「我々は付き合っている」「我々は長い間パートナーシップを結んでいる」と言っても、信じてもらうしかない。時には、同性を好きな人なんているのかと存在を否定されることもある。今でも研修や講演で、会ったことがないから身近にいるとは思えないと言う人に出会う。10年前には教員研修でとても頑固な先生がいて、「私は、教員をやっていて1度も同性を好きな人に会ったことはない。本当にいるのか」と怒られた。さすがにそのような先生はいなくなったが、その発想は今でも残っている。私たちもカミングアウトするというプロセスを経て、関係を作り直すということをしていきたいと思う理由でもある。それとは別に、「会ったことがないからいない」という思い込みもある。だからこちらも隠さずに言って、関係を変えていかざるを得ない。そうしないと世の中が変わらないと思っている。

パートナーシップ宣誓を含む様々なパートナーシップ制度は、私たちの存在証明である。関係が承認されるだけでも私たちにとっては安心して生活ができるというものになるため、十分にこの制度をつくっていただく価値があると私は思っている。

さらに、カードを作るだけという方もいるが、カードがあるとそれを人に見せることによって話をすることが簡単になる。そうすると、今まで見えなかった同性愛の人やトランスジェンダーの人達が可視化する。つまり、社会の中に存在しているということがわかる。車椅子を利用している人がまちに増えればバリアフリーになっていくのと同様に、直接会わなくても、申請する組数が増えて、情報としてそれがメディア等で広がれば、様々なセクシュアリティの方が生きていくということを世の中に対して訴えることも可能になるのではないかと思っている。

国の制度が変わらないと、税金や婚姻、相続、養子についてはできないが、市でできることは確実にある。病院や診療所への周知の徹底や、薬局でも必要かもしれない。住宅に関しては、市営住宅に関する便宜や不動産屋への働きかけ。大家への働きかけは難しいと思うが、一般市民

への啓発と同じように考えて働きかける。市役所等の公的機関での研修や講演会の他、学校など教育の場でも理解を増進するような、実体としてパートナーシップ制度がより機能するような働きかけを市内の様々な所にして欲しい。制度をつくってしばらくするとエネルギーがなくなってしまう部分もあるが、市がリードして講演、研修、ワークショップなど色々な会が開催できると思うため、是非お願いしたいと思う。

あと2枚ほど、参考で資料をつけてある。性的指向や性自認は、あらゆる人がセクシュアリティのあり方として持っているもので、すべての人の課題ということになる。自分の性別を単純に宣言して変えるというような話ではなく、自分のアイデンティティは何だろうと内面から時間をかけて考え、自分の性別はこうである、あるいはどちらでもないと考えるのが性自認。性的指向は、自分が性的な魅力を感じる性別は何かということ。他にも性表現等色々あるが、すべての人に性的指向や性自認があると考えれば、性自認や性的指向で差別されないということによって、問題が非常にクリアに見えてくる。LGBTは有名だが、それ以外にも、性的な魅力を感じる対象がないというアセクシュアルや、性自認が男性でも女性でもないXジェンダー、ノンバイナリーなど、性自認と性的指向をキーワードにしていくと様々なセクシュアリティがあるということもわかる。

資料の最後に、電話相談を行っているところを挙げた。すこたん！でも、電話相談はしていないが相談やカウンセリングは受け付けている。

また、29年間私どもが活動してきたことが舞台になった。テーマはシリアスで、10人のゲイ・バイ男性のそれぞれの生き様について描き、色々なゲイ・バイ男性がいるということ表現するためにできた舞台。教材や研修に使っていただき、エンターテインメント性もあるため見ていただきたい。今はテレビでも大河ドラマに同性愛の将軍が登場するなど、表現の世界では色々な形でLGBTについて登場する機会が多くなっている。そういうことも含めて、制度ができて終わりではなく、多彩な啓発活動を、理解増進のための活動を展開するという前提で、その後もしっかり実体が伴うような方向で展開していただけたらと思う。

存在証明、関係承認として、パートナーシップ宣誓のカードを有効活

用しているというお話をさせていただいた。ありがとうございました。

（北川会長）

ご自身のセクシュアリティの経過とそれによって苦しまれたこと。社会的な抑圧があり、やっと千葉市のパートナーシップ制度を利用できてこれだけのことが開かれてきたという経過をお話いただいた。

私たちも、流山市でこれからパートナーシップ・ファミリーシップ制度をつくっていくのに大きな力を得た。ありがとうございました。

せっかくの機会であるため、伊藤氏へのご質問やご感想をお願いします。

（飯野委員）

パートナーシップ制度の肝は証明カードではないかと思う。今まで証明カードを何年かお使いになって、記載されている事項にこういうものがあれば良かったとかこれはない方がよいというものがあれば教えていただきたい。さきほどのお話だと、名前とパートナーの名前と市長の印が押してあるカードかと思うが、実物を見たことがないためわからない。実務上必要になると思う。

（伊藤 悟 氏）

印はなく、市長のサインがある。パートナーシップ宣誓の証明をしますということと、宣誓をした日、本人とパートナーという見出しがついてそれぞれの名前、住所、生年月日が表にある。裏には緊急連絡先として、誰にしても良いが、大体はパートナーの連絡先を書く欄がある。表は通称名でも可能。自由選択で、戸籍上の本名を書いた方がよいと思う人は裏に記載しておくこともできる。裏は戸籍上の氏名及び緊急連絡先の2つで、これは自由記載で何も書かなくても良い。

一般のクレジットカードや銀行のキャッシュカードと同じ大きさに財布に入る。今も財布から出してきたが、いつでも出せて、2人のパートナーシップを証明できる。これだけあれば十分だと思っている。さらに付け加える項目やいらなと思う項目はない。生年月日を入れていない自治体も確かあったと思う。

(小宮委員)

発足当時からの色々な戦いの経過は理解したところである。基本的にいわゆる異性愛ではない者が市民権を得ていく過程かとも思う。私は基本的には支持する立場でこの場にも参加しているつもり。一方歴史的にそれが認められてこなかったひとつの原因は、人間が集団化するようになり、集団の再生産や拡大、集団の上に立ついわゆる政治家といわれる指導者の考え方というのが押し付けられてきたという面もあると思う。個人レベルで見ると、集団がどうこうというより、自分の家族がどう、子がどう、孫がどうという話が常に出るわけで、再生産拡大というものに対して関心がないわけではない。そういう見方が、伊藤さんたちの運動に対する大きな逆風や抵抗になっているのではないかと思うが、人間の再生産拡大という面と個人の自由人権への貴重な運動との折り合いはどのような形でつけられるのかつけられないのか、その辺はどうお考えか。

(伊藤 悟 氏)

質問の趣旨は、単純に言えば、同性カップルは子どもをつくらないけどいいのか、という意味か。

(小宮委員)

そういう見方から否定される流れも多いと思う。

(伊藤 悟 氏)

最近はあまりそのような反論を聞かないので具体的にはないが、歴史的に見れば、太古の昔からどんな時代にも同性愛やトランスジェンダーの人たちはずっと一定程度存在している。生物生命体というのは、全てが典型的一般的な生命体ばかりが集団に属するわけではなく、多数派ではない生命体はその集団にいることによって活性化し、その活性化によってより集団の再生産が進む。

例えば、同性婚を認めている国の方が少子化は止まっているというデータが、少なくともヨーロッパではある。自由なパートナーシップを作れるということが社会の雰囲気になる。結婚ではない形でも異性の2人

が子どもをつくる、あるいは別の形で養子を迎えるなど、色々な形で活性化すると考えると、逆に様々なセクシュアリティの人間が生きやすい社会であれば、集団の効率や再生産についてのメリットがあるだろうと私は思っている。

(増田委員)

もしかしたら地域性があったり、流山にある企業での課題点があるかもしれないため、本来であれば、流山に住んでいるLGBTの方にお話を聞くことが大切だと思うが、流山にLGBTの団体や知り合い、悩みを抱えている人たちがいるということをご存知か。ネットワークなど。パートナーシップ制度を開始しても、利用する人がいるのかいないのかわからない状況で議論をしている。本来であればその人たちから色々聞くべきだと思うが、今はそれができていないというのが事実。

(伊藤 悟 氏)

ネットワークとして団体などはないが、個人的には知っている。これだけの人口がいる市で公開で議論しているのであれば、間違いなく注目している人はいるはず。逆に言えば、そういう方に利用していただけるようにこちらから呼びかけないと、ハードルはそもそも高い。宣誓に市役所に行かないといけませんが、そこでばれたらどうしようなど気を遣う。個室で受付をして宣誓書を出すということであればハードルが低くなる。意見を聞くにしても、こちらからハードルを低くしたり、声を集める努力は市の側がしていかないと、そう簡単に集まるものではない。今声がないからといって決していないとか利用しないということはない。しばらく利用者がとても少なかったが、市が姿勢を変えて、宣伝をしたり講演やワークショップを行うことによって利用者が増えたということもある。流山にもLGBTの方がいるということはまったく疑う余地のない事実だと思う。まずつくって利用していただくということでも良いのではないかと私は思う。

(増田委員)

外資系で勤務していたため、LGBTの方は社内にオープンになって

いるし、福利厚生的にもサポートされている。LGBTに対する研修も行われている。私の友人は今人事のダイバーシティを担当している。会社の中ではオープンにして活動もしているが、友人の母親が亡くなった時に、母親に伝えられなかったことが悔しいし寂しいという話をしていた。自分でそういった感情をもっているが言えない人間をどうサポートしていくかも必要な気がしているが、そこはどうお考えか。

(伊藤 悟 氏)

答えは簡単で、言えない人をサポートする以前に、言えない環境を変えていただきたいと思います。言うか言わないかも自分の選択。親に言うか言わないか悩んでいる人はいると思う。そういう人には確実な相談先を提供することは必要。相談先を充実していくことが前提だが、市として取り組むべきは、言えない環境を変えていくために、企業を集めて話をするとか、市民に対してイベントを行うとか、周りを変えていくということ。アライになろうという運動もあるが、アライだとただ宣言するだけでなく、どうやってその人に寄り添うか。周りが寄り添う環境がない中で、ただ言えない人間だけサポートすると、1番嫌な形は「あなたが強くなりなさい」と言われてしまうこと。非常に傲慢な言い方だと思っている。しばしば言われてしまうが、そう簡単に強くなれる人ばかりではない。私自身も30年前はこうやって皆さんの前でゲイ男性だとは言えなかった。実際に袋叩きにあったこともあるし、クビになったこともある。今でも考えられる状況。まずは周りの環境を変えていくということが1番だと思う。

(佐藤 委員)

自分が思う以上に、パートナーシップ制度の宣誓によって精神的にも解放される側面が強いんだなということを感じた。私は専門が小児がんだが、子どもたちはがんが治った後、いじめにあったり壮絶な人生を送り、子どもを産めない子どもたちもある割合いる。マイノリティの人たちが共通項で持ち寄る困難がある。医療面でありがたい、住居面でありがたいというような状況はいずれなしにして、当たり前になるレベルにしたい。

先月アメリカに入国した時、入国カードのジェンダーアイデンティが男性、女性、それ以外の選択肢があり、若い人たちはだから何？という感覚。次の世代はそういうところに希望をもてる形にしていけるだろうと思うが、成功例だけ積み重ねていける情報発信も良いと考えている。こういうのがあったら便利だなというのと同時に、先人たちがどう成功を積み重ねていったかがわかることで、次に続く人たちも積極的に踏み出せたら良いと思う。

（伊藤 悟 氏）

アーカイブにして色々な資料を保存するという事は、セクシュアリティに関しては遅れているため、その動きはある。私も3日にわたってインタビューを受けて、それをアーカイブにして残そうとしている方もいる。すこたん！で30年やってきた資料をデジタル化して残しておくなど、資料も含めた広い意味でのロールモデルがいるということがとても大事。こういう人たちが色々な形で戦い生きてきたという生き様を、後々の人たちに継承し伝えていくということは、是非やっていきたいと思っている。

（北川会長）

日本では、セクシュアリティに課題のある人たちは、人口の8%とも言われ約900万人いるため、決してマイノリティではない。

伊藤さんの講演は終わるが、傍聴席にいらっしゃるため、後ほど時間があればまたご質問いただけたらと思う。本当にありがとうございました。

それでは、議題（2）パートナーシップ制度について（答申）にうつる。

まず、前回の審議会の振り返りと資料1の修正点について事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

前回の振り返りとして、前回委員の皆様からいただいたご意見でお答えできなかった部分や補足する部分について市の考えを説明し、その後資料1について説明する。

まずは、それぞれが違う自治体に住んでいるパートナー同士の場合、それぞれの住所地で届出することは可能かという点について。他の自治体の状況を確認したところ、東京都が、制度の利用の手引きに「可能」と明記していた。その他の自治体の多くは明記しておらず、近隣市に確認したところ、可能としている自治体がある一方、今のところそのような申出はなく、実際に申出があった場合に検討するが、要綱等に何も記載がないため受理するしかないのではないかなど、対応がまちまちである。受けられる行政サービスの視点から考えると、例えば流山市と柏市に住んでいる場合、流山市で発行された証明書は流山市の行政サービスに利用でき、柏市で発行された証明書は柏市の行政サービスに利用できると考えられる。以上のことから、本市における取扱いとしては、別居の場合それぞれの自治体で届出や宣誓は可能と考える。

次に、外国人への周知方法について。ホームページに掲載することで自動翻訳されるため、案内の入口としてまずはホームページを確認していただくことになる。また、外国人相談を行っている国際理解サポートセンターと連携して周知を図り、日本語でのやりとりが難しい方が制度の利用を希望される場合は、通訳タブレットや電話による通訳支援を利用する等、外国人の方も困らないようにしたいと考えている。

次に、15歳以上の子がファミリーシップの削除を申立てた際の対応について。実際に届出があった際は、良く話を聞いたうえで対応する。

次に、制度開始後の実態調査について。他市の状況を確認したところ、東京都は年1回程度メールで困りごとや変更等がないか連絡し、変更があれば手続きするよう案内している。千葉県内では、何も行っていない市や制度開始1年後に居所確認も含め郵送でアンケートを実施している市があるが、制度が開始されたばかりのため、どの市もどのように把握していくか検討している。流山市でも、制度導入後は何らかの確認は必要と考えているが、具体的な実施方法については今後検討していく。

以上が、前回委員の皆様からいただいたご意見について、市としての考え方となる。

《資料1 パートナーシップ制度について（答申）（案）、パートナーシップ制度の基本的考え方（修正案） 説明》

前回からの修正点としては、基本的考え方の4番(2)住所要件について、分けて表記した。

7番の必要書類について、(3)(4)(5)に「届出時点で変更のないもの」と追記した。

11番の返還について、「双方署名の上」と追記した。

13番の届出の無効について、市が職権で無効にできる旨を追記した。
答申(案)の3番の文言を修正した。

(北川会長)

ご意見があれば伺いたい。

(小宮委員)

基本的考え方の4番の(2)について、どのように確認するのか。

(事務局)

市内に住んでいる人は住民票、転入予定の方は不動産の契約書や前住所地の転出証明など、今後転入してくることがわかる書類等で確認し、後日転入した後に住民票を提出していただくことを考えている。

(北川会長)

転入予定で届出した場合、転入した後に受理するということになるか、それとも転入前に受理されるのか。

(事務局)

届出を受けた段階で受理をする。その後、住民票等の書類が提出されなかった場合には、職権で無効とすることを検討している。

(大久保委員)

転入予定の方の届出を受けた後、転入した証明を出してくださいという通知を市から出すのか。届出をしたことで安心して、うっかり転入後に書類を提出し忘れることもあると思う。提出がないため無効とすると

いうのでは乱暴だと感じる。市からの確認はあるのか。

（事務局）

通知を出す、電話をするなど、市からの確認方法については検討していない。

（大久保委員）

引っ越しの際は、慌ただしくてうっかり届出を忘れてしまう方もいると思う。いきなりというのは乱暴だと思うため、無効にする前にせめて一言確認した方が良いのではないか。

（事務局）

今のご意見を踏まえて、何かしらの通知や連絡は行いたいと思う。

（北川会長）

転入してくる前に届出をした場合、転入して何日以内に住民票を提出するというのはまだ決めていないという理解でよろしいか。

（事務局）

基本的考え方に「3か月以内に市内への転入を予定していること」とあるため、届出をした日から3か月以内に住民票を提出していただきたいと考えている。

（佐藤委員）

転入予定日と受理日の2つ日付があるが、転入予定日でカウントするのではなく受理日でカウントし、受理された日から3か月以内に住民票を出せば良いという認識で合っているか。

（事務局）

その通りである。

（北川会長）

届出をする時に明確に3か月以内に提出することがわかっているならば、あえて市から連絡する必要はないのではないか。

(残間委員)

3か月以内に転入することがわかっている状況でパートナーシップを届けて、それが受理されるのが受理日であろう。例えば受理日から3か月後にギリギリ引っ越しができたとする、その日に住民票を提出しないといけないということか。引っ越しをした後、そこから2か月や3か月の余裕があれば住民票を出しに来ることができると思う。引っ越しをしてから少し余裕があった方が良いのではないか。

(事務局)

転入予定日はあくまで予定のため予定という形で受けるが、事務局では実際にいつ転入されたかどうかまではわからず、届け出た日しかわからない。予定はずれることがあるため、転入日ではなく、届出をして受理をした日から3か月以内に提出をお願いしたいと考えている。

(残間委員)

転出予定日が変更になり、受理日から3か月経った次の日に引っ越しに来て住民票を得たという場合には無効になってしまうのか。

(事務局)

その辺りについて、先ほど大久保委員からも連絡をした方が良いという話があったかと思う。未提出の方には1度事務局から連絡をして、何か事情がある場合には対応について検討していければと考えている。

(坂井委員)

8番の交付する書類の届出受理証明カードについて、パートナーシップの証明カードは、先ほど伊藤氏からお話があったようにパートナー双方の氏名が入っていると思うが、ファミリーシップの場合は、ファミリーシップのメンバーの氏名はどういう形で記載され、証明されるのか。

(事務局)

パートナーシップもファミリーシップも同じ受理証明カードを想定している。表面に本人とパートナーの氏名、生年月日等があり、裏面にファミリーシップ対象者の氏名、生年月日、また、本人やパートナーが通称名を使用している場合は、特記事項として戸籍上の氏名を記載する予定である。

(坂井委員)

ファミリーシップを利用している方は、ファミリーシップのメンバー全員の名前が記載されるということか。

(事務局)

裏面にファミリーシップ対象者全員の名前が記載される。

(北川会長)

パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書、届出受理証明カードとあるが、届出受理ではなく、パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書、届出証明カードで良いのではないか。

(事務局)

再度検討したい。

(佐藤委員)

ファミリーシップのカードにもパートナーシップの情報が記載されるのであれば、パートナーシップの内容が重複するため、ファミリーシップカード1枚で良いという人もいるのではないか。

(事務局)

パートナーシップもファミリーシップも1枚でつくる。パートナーシップは表面に、ファミリーシップもある場合は裏面に記載され、1枚の両面でパートナーシップとファミリーシップを証明することになる。

(飯野委員)

受理という言葉が不要ではないかという点について、受理というのは役所や公的な機関がある書類を正式に受け付けるということ。受理という言葉があることによって、届出されたものを流山市役所が正式に受け付けましたということを証明しているということであれば、受理という言葉があった方が適切だと思う。単に提出したということだけを証明するものであれば受理はいらない。市長の自筆のサインか、サインのコピーなのか市長印なのかはこれから詰めていくと思うが、行政機関である流山市が正式に受け付けているという証明であれば、受理という言葉が入った受理概念でもおかしくはないのではないか。

(北川会長)

事務局に検討してもらうことにする。

他にご意見がないようであれば、前回までの議論と本日のお話を伺い、答申（案）の内容の修正はないということで審議会の総意として答申をさせていただきます。

答申の準備が整うまで、伊藤氏にご質問や感想があれば伺いたい。

(残間委員)

人権擁護委員は、夏休みに中学生に人権作文を書いてもらっている。令和元年度頃から、中学生がカミングアウトしてくる作文が2～3通ある。私たちが驚いているが、中学生は性的指向や性自認がきちんとある。LGBTという言葉がだいぶ広がってきて、自分はこうなんだと認識しているが、カミングアウトするまではとても悩んだということを書いている作文。好きな人に告白をしたら、わかってるよ、大丈夫という言葉をもらい、涙が出た。認めてもらえたんだと嬉しかったということを書いている作文もあった。自分の性的指向や性自認を思った時、外に発信していく世界になっていくのではないかと感じている。パートナーシップ制度があれば、私たちもそういう生徒に助言を与えられることがあるのではないかと話をして聞いていた。自分の個性を出して生きられる世界になっていけば良いと思う。

(伊藤 悟 氏)

メディアやネットを通じて、そういう中学生は現れて当然だと思う。間違った情報にアクセスしてしまう場合もあり、それはメディアリテラシーという別の問題になるが。船橋市では、マーブルアーチという10代のLGBTやそうかもしれない子どもたちのための居場所を市が予算を組んで行っている。孤立している場合も多いため、積極的に同じ性的指向や性自認をもった人と出会うことによって変わる。そういう場を市で設けるということもできると思う。中学校で研修・講演をして、教育実践の中でLGBTのことを取り扱うことで、周りに理解する子どもが増えていき、LGBTの子どもたちが自己肯定していくまでの時間も短くなっていくと思う。是非そういった取り組みもやっていただければと思う。

【 市長入室 】

(伊藤企画政策課長)

答申の準備が整ったため、男女共同参画審議会から市長へ答申をお願いします。

(北川会長)

《答申書読み上げ》

以上が流山市男女共同参画審議会の総意である。よろしく願いしたい。

(井崎市長)

委員の皆様には、民法の壁はあるが、自治体としてできるだけ一人ひとりの人権が守られるようにするという観点からも議論をいただきありがとうございます。

いただいた答申は大変深いものがあるため、これから実現に向けて、さらに研究をして意味のあるものにしていきたいと思う。活発な議論があったと伺っているが、様々な立場や見解について意見を出し合って、多数決ではなく、皆さんがそれぞれ理解でき、共有できるところを求め

て、合意をしてまとめていただいたということに心から敬意と感謝を申し上げます。

一人ひとりの人権や生き方、障害者などもそうであるが、関わりがないためにいつまでも無知或いは偏見を持ってしまうケースがある。関わる機会があれば、そういったものは排除され、理解が深まっていくと思う。流山市は多様性条例もあるが、流山市の中でできることを工夫して、一人ひとりの性の多様性や家庭の多様性について、一人で悩み、苦しむことのない、そして無意識のうちに行われる差別を絶やしていくことに資するようしっかりと仕組みをつくっていきたいと思う。引き続きご指導ご鞭撻をお願いしたい。

皆様方には本当にありがとうございました。また、本日傍聴されている方もありがとうございました。

【 市長退室 】

(北川会長)

議題(3)について審議を続ける。事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

《資料2 流山市第4次男女共同参画プラン 令和4年度事業評価について(概要) 説明》

《資料3 流山市第4次男女共同参画プラン 事業評価シート 説明》

令和4年度第5回審議会にて委員の方からいただいた質問の中で、事業評価シート6ページ事業No.10について回答できていなかったため、説明する。

まず、この事業は県立高校で行われているため、県の事業になるのではないかという点について。担当課に確認したところ、この事業は、高校から流山市の保健センターへ直接依頼があり、それを受けて行っているため、市が行っている事業として記載しているとのこと。

次に、「思春期保健」とは「性教育」と何が違うのかという点について。こちらも担当課に確認したところ、思春期保健は性教育よりも広い意味

を持ち、身体の成長や人間関係、SNS教育、インターネットとの付き合い方等の内容を含んでいる。養護教員や教員、保健師など、様々な人達が協力して子供たちに教えていくもの。その中で市の保健師が担当するのは性教育の部分で、身体の成長や人間関係について実施している。

(北川会長)

質問やご意見を頂戴したい。

(坂井委員)

5ページの指標「学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合」について、令和2年、3年、4年とも目標の70%を超えているが、少しずつ下がっている。このトレンドが続くと、5年度は60%台になる可能性もあり得る動きになっているが、事業評価はオールAになっていることが少し気になる。目標値をクリアしているからOKということの良いのか。

7ページの指標③「男性職員の育児休業又は育児に係る特別休暇取得率」について、今後100%が続くようであれば、指標として掲げる意味があまりない。一方で、出産後2か月以内に半日又は1日以上のお休みを取得した人が対象であるが、半日だけ休暇をとって育児休業をとったという人が多いようであれば実質的にどうなのかと一般的には思う。100%で満足するのではなく、日数をみていくなど、質的な部分をみていった方が良い。

(事務局)

1つ目については、担当課としても目標をクリアしているためAをつけているところだと考えている。しかし、ご指摘の通り、目標を達成しているとはいえ下がっている点は、今後検証していきたいと思う。

2つ目の男性の育児休業について、実態の資料が手元にないが、半日や1日よりもう少し多く取得していると考えている。次期のプランでは目標の立て方がまた変わってくると思う。男女共同参画についても社会情勢も大きく変わっているため、次期のプランにおいて考えたいと思う。

(大久保委員)

7ページの指標①「子育てに係る不安や負担が軽減されていると感じる保護者の割合」が前年度から下がっているが、各事業はA評価になっているため、ずれを感じる。

指標③「男性職員の育児休業又は育児に関係する特別休暇取得率」は、100%の中身を詳しく書いてこそそのA評価ではないかと思う。

9ページ以降の審議会委員について。専門性を求められているために女性の審議委員の登用が難しいという回答があり、それは実際そうなのだと思うが、市役所がこれを回答として出すのはどうなのか。それに対しての改善点を書いて欲しいということ強く感じた。

(事務局)

担当課で目標値を達成しているところでA評価をつけている。男性の休暇取得率について、人事課でどの程度把握しているか、次年度ここに入れ込めるのかという点は確認したい。

審議会委員の女性の登用について、企画政策課から担当課へ、また担当課でも働きかけをしている。実際に公募市民の女性割合は増えている。団体への推薦依頼の際も積極的な女性登用を働きかけていることを認識している。ここからどう上げていくかについては、個別に担当課との検討が必要になると思うため、今後も検討していきたいと思う。

(大久保委員)

頑張っていると感じるところもあるが、専門職に女性が少ないということと終わっていると受け取れるところもあり、毎年同じことを書いているところもある。頑張っている課があることも感じている。B評価でも、これは意味のあるB評価だと思うところもある。「専門職等に女性がいないから」ということを、少なくとも市役所が言わないで欲しいと思う。

(北川会長)

事務局の方でも検討していただくようお願いしたい。

(坂井委員)

事業評価に対するコメントではないが。先月市役所のロビーで実施していた男女共同参画のパネル展に、広報ながれやまを見て行ってみた。見に行ってみて感じたことだが、今の状態だと目立たず、他の用事で役所に来た方がふと目を止めて、見て行こうかなという雰囲気になっていない。10分ほどいたが、見ていたのは私1人。もう少し来庁者を導入できることを考えてほしい。展示内容をコンパクトにまとめたリーフレットのような、持ち帰れるものがあると良いと思う。また、ボードが非常に古く、綺麗ではない。市役所の玄関のパネル展に使うにはかなりみすぼらしいと思う。是非更新していただき、気持ちよく見られるようお願いしたい。

(北川会長)

議題(4)のその他について、事務局からお願いしたい。

(伊藤企画政策課長)

今後の審議会の日程は調整中のため、決まり次第ご連絡したい。今後の内容としては、男女共同参画プランの見直しが大きなテーマとなる。

(北川会長)

以上をもって、令和5年度第3回男女共同参画審議会を終了とする。